

授業科目名	民事訴訟法 I	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	木村 元昭	単位数	2	開講年次	1

授業科目の概要

民事訴訟手続のうち、裁判所、当事者等に関する基本的な争点を考察した上で、訴え提起段階から争点整理手続の導入部分まで、民事訴訟手続の進行に沿って考察する。

到達目標

- ・民事訴訟手続に関する全体的な基本概念を理解し、修得する。
- ・民事訴訟に関する基本的な考え方を理解し、修得する。
- ・様々な事案において、事実関係を的確に理解し、自分の頭で論理的に整理し、法的判断を表現できるようになる。

成績評価基準および方法

定期試験の結果と平常点で評価する。評価の割合は、定期試験を 70%、平常点を 30% とする。定期試験は、到達目標の達成度を基準とする。平常点は、授業中の質疑応答ぶりや、提出を求められたレポートの内容による。授業中に指名されたら必ず回答すること。回答の正否は問わない。問題意識、思考過程、論理性、表現力、積極性などを総合考慮して評価する。

テキストおよび参考文献

テキスト

- ・「実務家のための民事訴訟法エッセンシャル」（教材①）開講前に配布する。
- ・民事訴訟法判例百選第 5 版（有斐閣、2015 年、本体 2,800 円、ISBN978-4-641-11527-9。教材②）
- ・Law Practice 民事訴訟法第 3 版（商事法務、2018 年、本体 3,200 円、ISBN978-4-7857-2587-7。教材③）

参考文献

- ・LEAGAL QUEST 民事訴訟法第 3 版 三木浩一外（有斐閣）ISBN978-4-6411-7938-7 4,290 円

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

指示された範囲について、教材①の該当箇所と教材②の判例を事前に検討して授業に臨むこと（目安は 3 時間程度）。授業後は、議論した内容を判例、教材③等で確認し、復習すること（目安は 3 時間程度）。

授業計画および内容等

第 1 回	民事紛争と民事訴訟	・民事紛争とその解決、ADR ・民事訴訟の目的 ・訴訟と非訟
第 2 回	当事者能力・訴訟能力	・法人でない社団の当事者能力 ・訴訟無能力者 ・訴訟能力を欠く場合の措置
第 3 回	訴訟代理	・訴訟委任に基づく訴訟代理人 ・法令上の訴訟代理人 ・提訴前の証拠収集手続・証拠保全
第 4 回	訴えの提起(1)	・訴え・請求・訴訟物 ・訴状の記載事項 ・請求の特定の必要性

第5回	訴えの提起(2)	- 旧訴訟物理論による請求の特定 - 抽象的不作為請求 - 一部請求
第6回	訴えの提起(3)	- 訴額 - 訴訟救助 - 管轄 — 法定管轄・指定管轄・合意管轄・応訴管轄
第7回	訴えの提起(4)	- 管轄 — 職分管轄・事物管轄・土地管轄 - 移送
第8回	訴えの提起(5)	- 訴状審査 - 期日と期間 - 送達
第9回	訴えの提起(6)	- 訴訟係属 - 時効中断効 - 重複訴訟の禁止
第10回	訴えの提起(7)	- 当事者の確定 - 表示の訂正 - 任意的当事者変更
第11回	民事訴訟の進行(1)	- 当事者の欠席 - 審理に関する諸原則 - 口頭弁論
第12回	民事訴訟の進行(2)	- 訴訟行為 - 訴訟要件 - 法律上の争訟
第13回	民事訴訟の進行(3)	- 給付訴訟の訴えの利益 - 確認訴訟の訴えの利益 - 形成訴訟の訴えの利益
第14回	民事訴訟の進行(4)	- 当事者適格 - 訴訟担当 - 選定当事者
第15回	民事訴訟の進行(5)	- 専門委員 - 除斥・忌避・回避 - 訴訟手続の停止
関連 URL		
備考欄		